

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 28 年 9 月 30 日 (金) 号外第 88 号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等 (605) (水産課) 2
	鳥取県港湾管理条例による制限区域の指定の一部改正 (606) (空港港湾課) 3

告 示

鳥取県告示第605号

平成25年5月31日付鳥取県告示第457号（海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等について）の一部を次のように改正し、漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、海面における漁業権の免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成28年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 公示番号 海区第16号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市青谷町長和瀬地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第34号 長和瀬漁港東防波堤灯台

(ア) 基点第34号から209度（真方位）116メートルの点

(イ) 基点第34号から202度（真方位）118メートルの点

(ウ) 基点第34号から207度（真方位）167メートルの点

(エ) 基点第34号から212度（真方位）165メートルの点

(2) 免許予定日 平成28年10月28日

(3) 申請期間 平成28年9月30日から同年10月7日まで

(4) 地元地区 鳥取市青谷町

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成28年11月1日から平成30年8月31日まで

2 公示番号 海区第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	わかめ養殖業	11月1日から3月31日まで

イ 漁場の位置 鳥取市福部町地先

ウ 漁場の区域 次の(ア)から(エ)を直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた区域

基点第35号 岩戸漁港北防波堤灯台

(ア) 基点第35号から119度（真方位）110メートルの点

(イ) 基点第35号から102度（真方位）110メートルの点

(ウ) 基点第35号から112度（真方位）215メートルの点

(エ) 基点第35号から123度（真方位）182メートルの点

(2) 免許予定日 平成28年10月28日

(3) 申請期間 平成28年9月30日から同年10月7日まで

(4) 地元地区 鳥取市福部町

(5) 制限又は条件

ア 漁具の外角に漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

とする。

イ 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(6) 存続期間 平成28年11月1日から平成30年8月31日まで

鳥取県告示第606号

平成16年鳥取県告示第488号（鳥取県港湾管理条例による制限区域の指定について）の一部を次のように改正し、平成28年9月30日から施行する。

平成28年9月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄に掲げる部分を同表の改正後の欄に掲げる部分に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>1 号岸壁制限区域</p> <p>1 略</p> <p>2 陸域</p> <p>①の地点と次の②－1の地点を結んだ線、次の②－1の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p><u>②－1の地点</u> ①の地点から357度11分3秒209.47メートルの地点</p> <p><u>③－1の地点</u> ②－1の地点から74度30分54秒41.93メートルの地点</p> <p><u>④－2の地点</u> ③－1の地点から74度30分54秒41.30メートルの地点</p> <p><u>⑤の地点</u> ④－2の地点から176度12分42秒45.65メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から176度12分42秒11.08メートルの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から128度46分54秒16.67メートルの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から170度56分41秒154.24メートルの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から221度22分47秒18.38メートルの地点</p> <p>⑩の地点 ⑨の地点から271度57分38秒78.73メートルの地点</p> <p>3 号岸壁制限区域</p> <p>1 略</p> <p>2 陸域</p> <p>①の地点と⑩の地点を結んだ直線、⑩の地点と⑨の地点を結んだ直線、⑨の地点と次の⑬の地点を結んだ直線、次の⑬の地点から⑳の地点までを順次に直線で</p>	<p>1 号岸壁制限区域</p> <p>1 略</p> <p>2 陸域</p> <p>①の地点と次の②－1の地点を結んだ線、次の②－1の地点から⑩の地点までを順次に直線で結んだ線及び⑩の地点と①の地点を結んだ線により囲まれた区域</p> <p><u>②－1の地点</u> ①の地点から357度11分3秒209.47メートルの地点</p> <p><u>③－1の地点</u> ②－1の地点から74度30分54秒41.93メートルの地点</p> <p><u>④－1の地点</u> ③－1の地点から185度17分15秒36.94メートルの地点</p> <p><u>⑤の地点</u> ④－1の地点から87度12分9秒46.28メートルの地点</p> <p>⑥の地点 ⑤の地点から176度12分42秒11.08メートルの地点</p> <p>⑦の地点 ⑥の地点から128度46分54秒16.67メートルの地点</p> <p>⑧の地点 ⑦の地点から170度56分41秒154.24メートルの地点</p> <p>⑨の地点 ⑧の地点から221度22分47秒18.38メートルの地点</p> <p>⑩の地点 ⑨の地点から271度57分38秒78.73メートルの地点</p> <p>3 号岸壁制限区域</p> <p>1 略</p> <p>2 陸域</p> <p>①の地点と⑩の地点を結んだ直線、⑩の地点と⑨の地点を結んだ直線、⑨の地点と次の⑬の地点を結んだ直線、次の⑬の地点から⑳の地点までを順次に直線で</p>

結んだ線及び⑳の地点と㉑の地点を結んだ直線により
囲まれた区域

㉑の地点 ㉑の地点から180度45分42秒8.13メー
トルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から91度41分26秒5.96メー
トルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から131度13分27秒16.25メー
トルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から167度38分55秒60.20メー
トルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から186度5分48秒12.77メー
トルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から213度50分50秒14.51メー
トルの地点

㉖-1の地点 ㉖の地点から214度22分00秒63.46メ
ートルの地点

㉖-2の地点 ㉖-1の地点から259度37分15秒
16.97メートルの地点

㉖-3の地点 ㉖-2の地点から304度34分52秒
49.35メートルの地点

㉗の地点 ㉖-3の地点から253度43分46秒17.92メ
ートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から294度14分53秒3.36メー
トルの地点

結んだ線及び㉑の地点と㉑の地点を結んだ直線により
囲まれた区域

㉑の地点 ㉑の地点から180度45分42秒8.13メー
トルの地点

㉒の地点 ㉑の地点から91度41分26秒5.96メー
トルの地点

㉓の地点 ㉒の地点から131度13分27秒16.25メー
トルの地点

㉔の地点 ㉓の地点から167度38分55秒60.20メー
トルの地点

㉕の地点 ㉔の地点から186度5分48秒12.77メー
トルの地点

㉖の地点 ㉕の地点から213度50分50秒14.51メー
トルの地点

㉗の地点 ㉖の地点から253度43分46秒115.20メー
ートルの地点

㉘の地点 ㉗の地点から294度14分53秒3.36メー
トルの地点